

令和 7 (2025) 年度 会計管理課が実施する印刷物見積合わせ実施要領

会計局会計管理課

1 趣旨

本要領は、会計管理課が実施する印刷物発注の見積合わせの実施方法及び業者選定等について物品購入等業者選定要綱及びその他別に定めのあるもののほか、この要領で定めるものである。

なお、選挙関係印刷物、地図印刷物、その他特殊な印刷物においては、この要領の定めから除外する。

2 見積合わせの実施方法

(1) 区分

見積合わせは、印刷物の種類に応じて、次に掲げる区分に分けて実施する。

- ア カラー 主にフルカラーの冊子、端物 等
- イ 白黒 主に単色の冊子、端物、封筒、伝票類 等
- ウ フォーム 主にフォーム物の電算帳票類

(2) 実施時期

原則、金曜日の 15 時までに見積書提出依頼を行うものとする。

なお、案件が集中する 1 月及び 2 月は、指定した業者を集めて会計管理課入札室にて見積合わせを実施する場合がある。

(3) 見積書提出期限

原則、見積書提出依頼送付日の翌週木曜日までとする。

(4) 積算内訳書の提出

会計管理課が必要とするものについて積算内訳書を提出させることとする。

(5) 決定方法

次に掲げる方法により、業者決定を行うこととする。

- ア 見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。
- イ 予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者が 2 者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。
- ウ 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定された者に対し、速やかに連絡する。
- エ 見積合わせの結果予定価格に達しなかった場合は、仕様の見直しや業者の指名替えなど必要な措置を講じた上で、後日改めて業者に見積書提出依頼を行うものとする。その結果予定価格に達しなかった場合は、最低見積価格提示者と協議の上決定する。

(6) 結果の公表

課内及び会計管理課のホームページ掲示により見積合わせの結果を公表する。

3 業者選定及び参加申請等

(1) 業者選定の要件

次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- ア 栃木県の競争入札参加資格を有し、栃木県内に本店がある中小企業者（※）であること

※中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）の規定に基づく資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が

300人以下の会社及び個人であって、製造業（印刷業）に属する事業を主たる事業として営むものに該当する者をいう。

イ 営業実績が3年以上あること

ウ 官公庁の取引実績があること、又は、ISO9001の認証を取得していること

エ 印刷物の請負に必要な印刷機械設備を栃木県内に保有していること

オ 各区分に参加する事業者は次の基準を満たしていること

(ア) カラー 常時使用する従業員の数が20人を超える者。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下であっても、前年度にカラーで決定を受けた者、又は年間売上高が直近2期平均で1億円以上である者は希望可能とする。

(イ) 白黒 常時使用する従業員の数が20人以下の者

(ウ) フォーム 特に基準なし。なお、カラー又は白黒との併願を可能とする。

(2) 参加申請

見積合わせに参加を希望する者は、印刷物見積合わせ参加申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

(3) 参加決定

会計管理課長は、印刷物見積合わせ参加申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その内容が適当と認めたときは、申請者の属する区分を定めて決定し、これを申請者に通知（別記様式第2号）するものとする。

(4) 有効期間

有効期間は、令和8（2026）年3月31日までとする。

(5) 取消

会計管理課長は、業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、参加決定を取り消すことができる。

なお、決定を取り消したときは、その旨を通知（別記様式第3号）する。

ア 業者選定の要件に該当しないことが明らかとなったとき

イ 虚偽の申請その他不正の手段により決定を受けたことが明らかとなったとき

ウ 破産手続開始の決定その他契約履行に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき

(6) 報告等

業者が、次のいずれかに該当する場合は、報告書（別記様式第4号）を提出させることとする。

ア 工場所在地を変更したとき

イ 業者選定の要件に変更があるとき

ウ 事業を中止又は廃止しようとするとき

エ 事業に重大な事故又は変更があったとき

4 他業者への再委託

受注した印刷業務（編集、製版、印刷及び製本加工等）は、受注者自ら行うものとし、完成した印刷物の配送業務を除き、当該業務の全部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、やむを得ず一部の業務を委託する場合は栃木県内に本店がある中小企業者に限る。第三者に委託する場合は、見積書に委託先と委託する業務内容を明記する。委託金額が見積金額総額のおおむね30%を超えている場合は、その見積書を無効とする。

5 調査等

会計管理課長は、必要と認めたときは、業者に対し、その施設又は設備の運営及び管理について、報告を求め、必要に応じて調査等を行うこととする。

6 その他

- (1) 本要領に基づく見積合わせについては、県においてインターネットを利用して実施する環境が整備された場合は、インターネットを使用して見積合わせを行うこととする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会計管理課長が別に定める。

栃木県会計局会計管理課長 様

所在地

名 称

代表者職氏名

印刷物見積合わせ参加申請書（新規・継続）○印をつけてください。

会計管理課が実施する印刷物見積合わせへの参加を希望するので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 登録希望（カラーと白黒の両方は希望できません。）
（ カラー ・ 白黒 ・ フォーム ） ※希望するものに○印をつけてください。
- 2 入札参加資格登録契約等権限者に関する事項

競争入札参加 資格登録番号			
本店の所在地	〒		
連 絡 先	TEL	FAX	
	E-Mail		
工場所在地	〒		
連 絡 先	TEL	FAX	
	E-Mail		
常時使用する 従業員数	技術関係職員数	事務関係職員数	常勤職員数計
	(A) 人	(B) 人	(A) + (B) 人

3 添付書類

(1) 官公庁との取引実績（過去2年間の主な受注状況：契約の相手方、契約年月日、契約の内容等）

※令和6(2024)年度見積合わせ参加業者は省略可とします。

(2) 新規申請で、官公庁との取引実績がない場合は、ISO9001の認証を確認できる書類の写しを提出してください。

(3) 印刷機械設備等の状況報告書

(4) 印刷機械設備等の現物写真（メーカー名、型番等が確認できる鮮明なもの）

(5) 従業員20人以下の事業者が、カラー印刷の見積合わせへの参加を希望する場合は、直近二期分の決算書（写）を提出してください。

（前年度にカラーで決定を受けた者を除く）

各決定事業者 様

栃木県会計局参事兼会計管理課長

印刷物見積合わせ参加決定について（通知）

先に、会計管理課が実施する印刷物見積合わせ参加申請書をいただきましたが、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1 決定

「カラー・白黒・フォーム」

取り消し決定事業者 様

栃木県会計局参事兼会計管理課長

印刷物見積合わせ参加決定の取り消しについて

先に、会計管理課が実施する印刷物見積合わせ参加業者に決定しておりましたが、下記のとおり取り消しましたので、通知いたします。

記

1 取り消しの内容

(1) 取り消しの期日

年 月 日から

(2) 取り消しの理由

栃木県会計局会計管理課長 様

所在地

名 称

代表者職氏名

報告書

会計管理課が実施する印刷物見積合わせ業者の参加決定の通知を受けましたが、次のとおり報告する事項が発生しましたので、報告いたします。

1 報告する事項及びその内容

2 上記に関する理由